



山形県公報

平成17年1月28日(金)
第1614号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

救急病院等の告示.....(健康福祉企画課)...71  
 家畜伝染病発生の届出.....(生産流通課)...72  
 土地改良区の役員の退任の届出.....(村山総合支庁農村計画課)...同  
 同.....(同)...同  
 土地改良区の役員の就任の届出.....(同)...73  
 道路の区域の変更.....(置賜総合支庁西置賜総務建築課)...74  
 同.....(同)...同  
 県道の供用の開始.....(同)...同  
 同.....(同)...75  
 道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課)...同  
 県道の供用の開始.....(同)...同  
 同.....(同)...同  
 河川区域の変更等による廃川敷地等.....(河川砂防課)...76

### 企 業 局 関 係

#### 規 程

山形県企業局朝日川第一発電所木川ダム操作規程の一部を改正する規程.....同

### 公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....(置賜総合支庁企画振興課)...78  
 県営住宅入居者の一般公募.....(村山総合支庁建設部)...同

## 告 示

### 山形県告示第75号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。

平成17年1月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 名 称                        | 所 在 地          | 認 定 期 間                     |
|----------------------------|----------------|-----------------------------|
| 山形市立病院 済 生 館               | 山形市七日町一丁目3番26号 | 平成17年2月1日から<br>平成20年1月31日まで |
| 公立学校共済組合 東北中央病院            | 同 和合町三丁目2番5号   | 同                           |
| 医療法人篠田好生会<br>篠 田 総 合 病 院   | 同 桜町2番68号      | 同                           |
| 医療法人社団松柏会<br>至 誠 堂 総 合 病 院 | 同 桜町7番44号      | 同                           |

|                |                  |   |
|----------------|------------------|---|
| 吉 岡 病 院        | 天童市東本町三丁目 5 番21号 | 同 |
| 北 村 山 公 立 病 院  | 東根市温泉町二丁目15番 1 号 | 同 |
| 鶴 岡 協 立 病 院    | 鶴岡市文園町 9 番34号    | 同 |
| 米 沢 市 立 病 院    | 米沢市相生町 6 番36号    | 同 |
| 財団法人 三 友 堂 病 院 | 同 中央六丁目 1 番219号  | 同 |
| 医療法人 舟 山 病 院   | 同 駅前二丁目 4 番 8 号  | 同 |

## 山形県告示第76号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第 1 項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成17年 1月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 家畜伝染病の種 類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似患畜の別 | 頭 数 | 発 生 場 所         | 発 生 年 月 日  |
|-----------|-------|-----------|-----|-----------------|------------|
| ヨ ー ネ 病   | 牛     | 患 畜       | 1   | 飽海郡平田町大字山元字坂本78 | 平成16.11.26 |
| ヨ ー ネ 病   | 牛     | 患 畜       | 5   | 山形市上東山528       | 同 11.30    |

## 山形県告示第77号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、村山市西部土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成17年 1月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所                 |
|----------|---------|---------------------|
| 理 事      | 高 谷 尚 市 | 村山市大字大久保乙128番地第 1 号 |

## 山形県告示第78号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、鳴谷地土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成17年 1月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所     |
|----------|---------|---------|
| 理 事      | 山 口 英 男 | 上山市小倉 2 |
| 同        | 工 藤 庄 一 | 同 小倉73  |

|     |               |            |
|-----|---------------|------------|
| 同   | 長 沢 信 同       | 小倉20 - 1   |
| 同   | 加 藤 正 同       | 小倉79       |
| 同   | 山 口 忠 右 工 門 同 | 小倉76       |
| 同   | 伊 藤 静 雄 同     | 小倉1168 - 1 |
| 同   | 三 瓶 正 和 同     | 権現堂28      |
| 同   | 斎 藤 一 右 工 門 同 | 権現堂 1      |
| 同   | 山 田 昭 男 同     | 権現堂385     |
| 監 事 | 工 藤 庄 一 郎 同   | 小倉49       |
| 同   | 工 藤 庄 右 工 門 同 | 小倉77       |
| 同   | 斎 藤 重 徳 同     | 権現堂 3      |

## 山形県告示第79号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、鳴谷地土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成17年 1月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名           | 住 所        |
|----------|---------------|------------|
| 理 事      | 山 口 英 男       | 上山市小倉 2    |
| 同        | 工 藤 庄 一 同     | 小倉73       |
| 同        | 長 沢 信 同       | 小倉20 - 1   |
| 同        | 加 藤 正 同       | 小倉79       |
| 同        | 山 口 忠 右 工 門 同 | 小倉76       |
| 同        | 伊 藤 静 雄 同     | 小倉1168 - 1 |
| 同        | 三 瓶 正 和 同     | 権現堂28      |
| 同        | 斎 藤 一 右 工 門 同 | 権現堂 1      |
| 同        | 山 田 昭 男 同     | 権現堂385     |
| 監 事      | 工 藤 庄 一 郎 同   | 小倉49       |

|   |          |         |
|---|----------|---------|
| 同 | 工 藤 庄右工門 | 同 小倉77  |
| 同 | 斎 藤 重 徳  | 同 権現堂 3 |

## 山形県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成17年1月28日から同年2月10日まで縦覧に供する。

平成17年 1月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 長井大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                       | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長        |
|-----------------------------------------|---|------|----------------------|------------|
| 西置賜郡白鷹町大字高岡字小坂2085番から<br>同 字上屋敷2191番1まで |   | 旧    | 15.0メートル<br>ゝ<br>9.2 | メートル<br>55 |
| 同                                       | 上 | 新    | 18.5メートル<br>ゝ<br>9.4 | 同 上        |

## 山形県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成17年1月28日から同年2月10日まで縦覧に供する。

平成17年 1月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 米沢飯豊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                        | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|------------------------------------------|---|------|-----------------------|-------------|
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字橋本二674番14から<br>同 字神倉南5499番まで |   | 旧    | 16.0メートル<br>ゝ<br>8.6  | メートル<br>268 |
| 同                                        | 上 | 新    | 25.0メートル<br>ゝ<br>10.7 | 同 上         |

## 山形県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成17年1月28日から同年2月10日まで縦覧に供する。

平成17年 1月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 長井大江線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字高岡字小坂2085番から  
同 字上屋敷2191番1まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 1月28日

山形県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成17年1月28日から同年2月10日まで縦覧に供する。

平成17年 1月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 米沢飯豊線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字高峰字橋本二674番14から  
同 字神倉南5499番まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 1月28日

山形県告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年1月28日から同年2月10日まで縦覧に供する。

平成17年 1月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 添川上藤島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|----------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 東田川郡藤島町大字鷲畑字竹の花75番1から<br>同 89番まで | 旧    | 44.2メートル<br>と<br>10.6 | メートル<br>255 |
| 同 上                              | 新    | 44.2メートル<br>と<br>14.4 | 同 上         |

山形県告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年1月28日から同年2月10日まで縦覧に供する。

平成17年 1月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 添川上藤島線
- 2 供用開始の区間 東田川郡藤島町大字鷲畑字竹の花75番1から  
同 89番まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 1月28日

山形県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年1月28日から同年2月10日まで縦覧に供する。

平成17年 1月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 余目温海線
- 2 供用開始の区間 東田川郡余目町大字余目字矢口109番1から  
同 大字払田字村東35番1まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 1月28日

山形県告示第87号

河川区域の変更等により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成17年 1月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 河川の名称  
一級河川最上川水系大門川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成17年 1月21日
- 3 廃川敷地等の位置  
上 流 山形市大字下東山字下河原1087番 1 地先  
下 流 山形市大字下東山字下河原1056番 1 地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土 地 401.57m<sup>2</sup>

企 業 局 関 係

規 程

山形県企業管理規程第 1 号

山形県企業局朝日川第一発電所木川ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年 1月28日

山形県企業管理者 細 野 武 司

山形県企業局朝日川第一発電所木川ダム操作規程の一部を改正する規程

山形県企業局朝日川第一発電所木川ダム操作規程（昭和44年 6 月県企業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第12条の 2」に改める。

第 3 条第 1 号に次のように加える。

へ 河川維持流量設備（サイフォン管方式） 1 基

第 3 条に次の 1 号を加える。

(4) 河川維持流量 1 秒につき0.2立方メートル

第 5 条中「ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区山形県」を「山形地方气象台より西村山区域」に、「暴風雨警報又は大雨警報が行われ、」を「大雨警報又は洪水警報が発せられた時」に改め、「洪水時に至るまで、又は洪水時に至ることがなく」を削り、「若しくは」を「又は」に、「その他洪水が発生するおそれが少ない」を「かつ洪水の発生するおそれが少ない」に、「に至るまでの」を「までの間で、洪水時を除く」に改める。

第 6 条中「予報区」を「予報区域」に、「風雨注意報又は大雨注意報が行われ、」を「大雨注意報又は洪水注意報が発せられた時」に改める。

第 2 章第 1 節中第12条の次に次の 1 条を加える。

（河川維持流量の放流）

第12条の 2 河川維持流量は 1 秒につき0.2立方メートルとし、施設の点検・整備の場合を除き、常時ダム直下に放流するものとする。

第13条第 2 項中「東北地方建設局長」を「東北地方整備局長」に改める。

第14条第 2 項中「サイレン」を「警報局」に改める。

第18条及び第19条第 4 号中「東北地方建設局長」を「東北地方整備局長」に改める。

別表第 1 中

|             |                |
|-------------|----------------|
| 山 形 県 知 事   | 寒河江建設事務所 河川砂防課 |
| 朝 日 町 町 長   | 朝日町役場 消防係      |
| 大 江 警 察 署 長 | 朝日警察官派出所       |

を

|               |                     |
|---------------|---------------------|
| 山 形 県 知 事     | 村山総合支庁建設部 西村山河川砂防課  |
| 朝 日 町 町 長     | 西村山広域行政事務組合消防署 朝日分署 |
| 寒 河 江 警 察 署 長 | 寒河江警察署              |

に、

|          |             |
|----------|-------------|
| 東北地方建設局長 | 山形工事事務所 調査課 |
|----------|-------------|

を

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 東北地方整備局長 | 山形河川国道事務所 河川管理課 |
|----------|-----------------|

に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第14条2項)

| 警報局の名称 | 警 報 局 の 位 置                 | 警報局の構造又は能力                           | 摘 要     |
|--------|-----------------------------|--------------------------------------|---------|
| 1 警報局  | 山形県西村山郡朝日町大字立木<br>字朝日1543番地 | 7.5キロワット<br>自営4ワット回線                 | 木川ダム地点  |
| 2 警報局  | 同<br>字左鳥屋1718番地             | 7.5キロワット<br>自営4ワット回線                 | 一ッ沢地点   |
| 3 警報局  | 同<br>字皆寄285番地の5             | 0.9キロワット<br>業務用無線400メガヘルツ            | 玉石橋地点   |
| 4 警報局  | 同<br>与市山1064番地の1            | 0.9キロワット<br>業務用無線400メガヘルツ            | 与市沢地点   |
| 5 警報局  | 同<br>365番地の5                | 大字白倉<br>0.9キロワット<br>日本電信電話株式会社4ワット回線 | 白倉地点    |
| 6 警報局  | 同<br>字石畑824番地               | 大字立木<br>スピーカー<br>日本電信電話株式会社4ワット回線    | 立木地点    |
| 7 警報局  | 同<br>鹿ノ子沢5番地の29             | スピーカー<br>日本電信電話株式会社4ワット回線            | 鹿の子沢地点  |
| 8 警報局  | 同<br>字木葉坂423番地の1            | 大字太郎<br>スピーカー<br>自営4ワット回線            | 曲淵地点    |
| 9 警報局  | 同<br>部字久保田40巳番地の1           | 大字石須<br>子局スピーカー<br>自営回線              | 石須部地点   |
| 10 警報局 | 同<br>字坂の下1602番地             | 大字太郎<br>親局スピーカー<br>自営回線              | 第一発電所地点 |
| 11 警報局 | 同<br>字前川原979番地              | 子局スピーカー<br>自営回線                      | 太郎地点    |
| 12 警報局 | 同<br>324番地の1                | 大字常盤<br>スピーカー<br>日本電信電話株式会社4ワット回線    | 新崩地点    |
| 13 警報局 | 同<br>字入南2011番地の4地先          | 大字太郎<br>スピーカー<br>日本電信電話株式会社4ワット回線    | 松程地点    |

別表第3中

|       |
|-------|
| 自記水位計 |
| 量水標   |
| 自記雨量計 |
| 自記雨量計 |

を

|           |
|-----------|
| 有線遠隔自記水位計 |
| 有線遠隔自記水位計 |
| 有線遠隔自記雨量計 |
| 有線遠隔自記雨量計 |

に改める。

附 則

この規程は、公布日から施行する。

---

公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成17年 1月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 申請のあった年月日

平成17年 1月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人環境フォーラム21

(2) 代表者の氏名

井上 茂

(3) 主たる事務所の所在地

山形県米沢市金池五丁目11番31号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、人と人、人と地域など全ての関係において相手を思いやり、ともに生きる人や環境にやさしい循環型社会を目指して、特定非営利事業活動を通して地域社会に寄与することを目的とする。

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成17年 1月28日

山形県知事 高 橋 和 雄



1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地           | 規格   |                     | 公募戸数 | 区分           | 家賃              |                            |                            |                            | 摘要     |                            |                            |     |
|--------------|---------------|------|---------------------|------|--------------|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------|----------------------------|----------------------------|-----|
|              |               | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積(平方メートル) |      |              | 収入が123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え153,000円以下の者 | 収入が153,000円を超え178,000円以下の者 | 収入が178,000円を超え200,000円以下の者 |        | 収入が200,000円を超え238,000円以下の者 | 収入が238,000円を超え268,000円以下の者 |     |
| 県営鈴川第二アパート1号 | 山形市鈴川町3-18-48 | 3K   | 44.4                | 1    | 一般用          | 11,800          | 14,300                     | 16,900                     | 19,600                     | 20,400 | 20,400                     | 3月分の家賃に相当する額               | 单身可 |
| 同 2号         | 同 鈴川町3-18-51  | 同    | 44.4                | 1    | 同            | 12,200          | 14,900                     | 17,600                     | 19,800                     | 19,800 | 19,800                     |                            | 单身可 |
| 同 4号         | 同 鈴川町3-17-22  | 同    | 44.4                | 1    | 同            | 12,200          | 14,600                     | 17,300                     | 19,900                     | 20,400 | 20,400                     |                            | 单身可 |
| 同 5号         | 同 鈴川町3-17-17  | 同    | 44.4                | 3    | 同            | 12,200          | 14,900                     | 17,600                     | 19,800                     | 19,800 | 19,800                     |                            | 单身可 |
| 同 五十鈴アパート1号  | 同 大野目2-2-52   | 同    | 51.2                | 3    | 同            | 14,800          | 17,900                     | 21,200                     | 24,500                     | 26,900 | 26,900                     |                            |     |
| 同 2号         | 同 大野目2-2-50   | 同    | 51.2                | 1    | 同            | 14,800          | 17,900                     | 21,200                     | 24,500                     | 26,900 | 26,900                     |                            |     |
| 同 3号         | 同 大野目2-2-46   | 同    | 51.2                | 1    | 同            | 14,800          | 17,900                     | 21,200                     | 24,500                     | 26,900 | 26,900                     |                            |     |
| 同 南山形アパート2号  | 同 南松原1-9-5    | 2DK  | 49.6                | 1    | 特定目的用(職・業務用) | 17,600          | 21,400                     | 25,300                     | 29,200                     | 33,800 | 38,800                     |                            | 单身可 |
| 同 4号         | 同 南松原1-9-1    | 3K   | 39.9                | 1    | 一般用          | 9,900           | 12,000                     | 14,200                     | 16,200                     | 16,200 | 16,200                     |                            | 单身可 |
| 同 桜町アパート1号   | 同 桜町4-12-16   | 3DK  | 58.4                | 1    | 同            | 18,900          | 22,900                     | 27,100                     | 31,300                     | 36,100 | 41,500                     |                            |     |
| 同 宮町アパート1号   | 同 宮町2-8-23    | 同    | 66.5                | 2    | 同            | 22,400          | 27,200                     | 32,100                     | 37,100                     | 42,800 | 44,400                     |                            |     |
| 同 4号         | 同 宮町2-8-32    | 同    | 62.6                | 1    | 同            | 21,700          | 26,300                     | 31,100                     | 35,900                     | 41,500 | 46,700                     |                            |     |
| 同 深町アパート3号   | 同 深町1-7-27    | 同    | 62.6                | 1    | 同            | 22,100          | 26,800                     | 31,700                     | 36,600                     | 42,200 | 45,300                     |                            |     |
| 同 きたまちアパート2号 | 同 桜町3-2-12    | 同    | 66.5                | 1    | 同            | 25,600          | 31,000                     | 36,700                     | 42,300                     | 48,900 | 56,100                     |                            |     |

|                  |                             |      |      |   |                  |        |        |        |        |        |        |     |
|------------------|-----------------------------|------|------|---|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 あたごアパ<br>一ト    | 同 小白川町<br>5 - 27 - 15       | 3LDK | 71.9 | 3 | 同                | 28,900 | 35,100 | 41,500 | 47,900 | 55,300 | 63,500 |     |
| 同 土屋倉アパ<br>一ト3号  | 同 山市美咲町2<br>- 3 - 3         | 3K   | 53.7 | 1 | 同                | 13,800 | 16,700 | 19,700 | 22,800 | 26,300 | 30,200 |     |
| 同 金生アパー<br>ト     | 同 金生1 -<br>13 - 13          | 同    | 44.4 | 2 | 同                | 10,500 | 12,700 | 15,000 | 15,100 | 15,100 | 15,100 | 单身可 |
| 同 長清水アパ<br>一ト    | 同 長清水1<br>- 10 - 15         | 3DK  | 67.7 | 1 | 同                | 21,800 | 26,400 | 31,200 | 36,000 | 41,600 | 47,800 |     |
| 同 天童駅西ア<br>パート1号 | 同 天童駅西2 -<br>2 - 27         | 同    | 61.0 | 1 | 同                | 18,500 | 22,400 | 26,500 | 30,600 | 35,400 | 40,600 |     |
| 同 2号             | 同 駅西2 -<br>2 - 30           | 同    | 61.0 | 1 | 同                | 18,500 | 22,400 | 26,500 | 30,600 | 35,400 | 40,600 |     |
| 同 3号             | 同 駅西2 -<br>2 - 31           | 同    | 64.2 | 1 | 同                | 19,700 | 24,000 | 28,300 | 32,700 | 37,800 | 43,400 |     |
| 同 長岡アパー<br>ト1号   | 同 中里1 -<br>2                | 同    | 75.9 | 1 | 同                | 27,400 | 33,300 | 39,400 | 45,400 | 52,500 | 60,200 |     |
| 同 天童駅南ア<br>パート2号 | 同 田鶴町4<br>- 18 - 22         | 同    | 73.1 | 1 | 同                | 25,200 | 30,600 | 36,100 | 41,700 | 48,200 | 55,300 |     |
| 同 3号             | 同 南町3 -<br>18 - 3           | 3LDK | 77.6 | 1 | 同                | 28,300 | 34,400 | 40,600 | 46,900 | 54,200 | 62,200 |     |
| 同 中原アパー<br>ト1号   | 同 東村山郡中山町<br>大字長崎881 -<br>2 | 2DK  | 53.4 | 1 | 特定目的用<br>(農・猟畜用) | 17,400 | 21,100 | 24,900 | 28,800 | 33,200 | 38,200 |     |
| 同                | 同                           | 3DK  | 69.4 | 1 | 一般用              | 22,600 | 27,400 | 32,400 | 37,400 | 43,200 | 49,600 |     |
| 同 南寒河江ア<br>パート1号 | 同 寒河江市大字高<br>屋字西浦100 -<br>5 | 同    | 62.6 | 1 | 同                | 17,200 | 20,900 | 24,700 | 28,600 | 33,000 | 37,900 |     |
| 同 塩水アパー<br>ト5号   | 同 大字寒<br>河江字塩水46 -<br>1     | 2DK  | 57.0 | 1 | 同                | 19,500 | 23,700 | 28,000 | 32,300 | 37,300 | 42,800 | 单身可 |
| 同 尾花沢アパ<br>一ト    | 同 尾花沢市新町1<br>- 9 - 36       | 同    | 64.2 | 1 | 同                | 19,800 | 24,000 | 28,400 | 32,700 | 37,800 | 43,400 |     |
| 同 東根中央ア<br>パート   | 同 東根市中央四丁<br>目3 - 2         | 同    | 64.2 | 1 | 同                | 20,100 | 24,400 | 28,800 | 33,300 | 38,400 | 44,100 |     |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成17年2月3日から2月9日まで(2月7日(月)は休館日となります。)(受付期間 AM10:00~PM4:30)(ただし、郵送の場合は、平成17年2月9日までの消印のあるものに限り有効とする。)

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成17年4月1日

平成17年1月28日印刷  
平成17年1月28日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056